

公の施設の実態及び見直しに係る調査票

公の施設資料3-1 さわやかちば県民プラザ調査票

(a)施設名	さわやかちば県民プラザ					
(b)施設所在地	千葉県柏市柏の葉4丁目3番1号					
(c)設置年月日	平成8年11月15日					
(d)面積 (m ²)	建築面積 7,604m ² 延床面積 17,091.2m ² (宿泊研修室全26室 72名) 敷地面積 36,499m ²					
(e)設置目的	<p>・「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」第3条により、「都道府県の教育委員会は、生涯学習の振興に資するため、(略)必要な体制の整備を図りつつ、これらを一体的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。」と規定されている。</p> <p>・このため、県民の生涯学習の振興及び芸術その他の文化の振興に資することを目的として設置している(「教育機関設置条例」)。</p>					
(f)主な事業内容	<p>「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」の規定に基づく「生涯学習の振興に資するための都道府県の事業の推進体制の整備に関する基準」(文部省告示)に示されている県の役割を踏まえ、以下の事業を実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 生涯学習情報の収集・提供 <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習情報を収集し、インターネット(「ちばりすネット」)で提供 情報提供コーナーや図書コーナーを常設し、県内外の情報や関連図書を収集・提供 生涯学習推進のための調査・研究 <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習のあり方に関する調査・研究 県として行うべき社会教育・生涯学習の講座・研修会の実施 <ul style="list-style-type: none"> 社会教育に関する先導的な講座の開設、県民の学習ニーズに対する施設の提供 「まなびシステム“ちばネット”」を実施し、学習成果を奨励し学ぶ意欲を醸成 市町村等の人材育成 <ul style="list-style-type: none"> 市町村職員等を対象とした講座の実施 生涯学習に関する相談・助言 <ul style="list-style-type: none"> 電話、面接、メールによる、県民からの相談に応じる 市町村担当者からの企画立案に関する相談に応じる 文化・創作事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> 東葛飾地域の文化団体が企画・運営を行う「東葛飾文化祭」や吹奏楽の専門家の指導による「音楽ワークショップ」などの実施 					
(g)運営形態	<input checked="" type="checkbox"/> 県直営 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 ※該当する方を■に変更してください					
(h)利用者数 (人)	合計	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
	・(うち主催事業)	420,561	394,389	397,857	397,670	392,466
	・(うち貸館)	41,094	50,511	50,562	56,042	54,618
	・(うちその他コーナー利用者等)	164,580	156,072	143,702	135,335	121,469
	・(宿泊者(内数))	214,887	187,806	203,593	206,293	216,158
※県直営施設のみ		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
(i)	職員数 (人)	26	26	25	24	18
	嘱託数 (人)	3	6	6	6	8
※県直営施設のみ		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
(j)	施設運営費 (千円)	549,774	481,053	452,545	426,105	375,440
	・(うち人件費、嘱託含む)	(235,570)	(230,209)	(228,134)	(220,531)	(175,770)
※指定管理者施設のみ		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
(k)	指定管理料 (千円)	—	—	—	—	—
	・上記以外の管理運営費	—	—	—	—	—
※該当施設のみ		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
(l)	利用料金収入 (千円)	—	—	—	—	—
※該当施設のみ		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
(m)	使用料等収入 (千円)	78,039	74,885	70,701	69,084	60,729

(n)設置目的に関する事項	<p>※運営実態が設置目的を満たしているかについての認識、設置時に想定しなかった社会情勢等の変化による設置目的への影響等を記載</p> <p>○施設の設置目的の変化 当初は、生涯学習センターの他に、芸術文化センター、女性センター、環境学習の機能も併せ持つ複合施設であった。 ・「千葉県環境財団環境学習コーナー管理室」廃止(平成15年3月) ・「千葉県女性センター」閉所に伴い、「千葉県さわやかちば県民プラザ設置管理条例」廃止(平成18年3月) ・ちば県民共生センター東葛飾センター開所(平成18年8月) 現在、生涯学習センターとしての機能を果たしている。</p> <p>○生涯学習をとりまく状況の変化 ・「教育基本法」の改正により、生涯学習の理念(第3条)が示され、生涯学習の重要性が明確化された。(平成18年12月) ・中央教育審議会から答申が出され、「知の循環型社会」の構築が求められ、学ぶ機会の充実とその成果を生かせる環境づくりが必要とされている。(平成20年2月)</p>
(o)市町村や民間等との役割分担に関する事項	<p>市町村・国の類似施設の有無 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 民間・NPO等の類似施設の有無 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無 ※有の場合、県の施設と当該施設の機能等の相違を記載 (f)に記載したとおり。 県は、法律で「生涯学習の振興に必要な体制の整備を図りつつ、これらを一体的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。」(第3条)とされ、その具体的内容が基準(文部省告示)で規定されている。 市町村は、同法律で、「関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとする。」(第11条)とされ、域内の生涯学習の充実振興を図ることとなっている。 なお、民間のカルチャーセンター等も存在するが、県は、市町村に対し生涯学習に係る先導的事業を展開する点等において役割が異なる。</p>
(o)市町村や民間等との役割分担に関する事項	<p>※広域利用に関する実態を記載 ・「東葛飾地域の活性化の拠点施設」として設置された面もあり、利用者の居住地は柏市が約51%、流山市が約23%で、松戸市・野田市・我孫子市・鎌ヶ谷市と合わせた東葛飾地域では約89%を占めている。</p>
※県直営施設のみ (p)運営形態に関する事項	<p>指定管理者制度の導入について <input checked="" type="checkbox"/>可能性あり <input type="checkbox"/>不可 ※不可の場合、その理由(県直営でなければならない理由)を記載 ・施設の管理については指定管理者制度導入の検討も可能。市町村の生涯学習担当の人材育成や調査・研究、先導的事業など県の生涯学習施策に関わる事業の実施は指定管理にはなじまないため、この分野以外は指定管理者制度導入の可能性はあると考える。</p> <p>地方独立行政法人化について <input type="checkbox"/>可能性あり <input type="checkbox"/>不可 ※不可の場合、その理由(県直営でなければならない理由)を記載</p>
(q)他都道府県の状況	<p>※他自治体(近県)における類似施設の設置状況、運営形態等を記載 ・35都道府県で生涯学習センターが設置されている。 このうち、指定管理者制度が導入されているのは9県。 (平成20年10月現在、文部科学省の社会教育調査による)。</p>
(r)課題	<p>※大規模修繕等の必要性等ハード面及び利用実績の低下等ソフト面の課題 ・複合施設として建設されたが、現在は教育施設としてほぼ生涯学習センター機能のみとなっており、施設としては過大となっている。また、アゴラ(広場)など生涯学習施設として必要以上の機能を有しており、施設の有効活用に向けた全庁的な検討が必要である。 ・平成20年度に主催事業の大幅な見直しを行い、県として実施すべき生涯学習事業を精選し職員数も削減した結果、施設の利用件数に占める主催事業の割合が減少し、相対的に貸館の割合が増加し、県の生涯学習センターとして課題がある。</p>

(s)改善方針・経緯	<p>※上記について改善方針及び現在までの取組を記載</p> <p>・平成20年度に、県の役割を踏まえて生涯学習事業の見直しを行った。県事業として必要性のある事業を精選し、市町村や民間等で実施できる事業は休廃止した。その結果、事業数は約3分の1となり、それに伴い職員数も削減となり、施設運営の効率化が図られた。</p>
(t)県の関与等の必要性	<p>市町村・民間移譲の可能性 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</p> <p>※上記の理由を記載</p> <p>・法律で規定されている生涯学習振興における県の役割を踏まえると、生涯学習センターとしての機能を果たす施設が必要である。</p> <p>また、周辺市町との合意のもとで設置した経緯を踏まえると、施設の全庁的な活用を図り、引き続き施設を活用することが望ましい。</p> <p>《当初の設置目的》</p> <p>さわやかちば県民プラザの敷地は、米軍柏通信所跡地が国に返還されたものである。</p> <p>国は、この跡地の活用については、地元地方公共団体の利用という条件が設定されていたため、県と地元8市町は協議会を設置し、幅広い活動の結果、昭和54年に土地が返還され、その合意の下「東葛飾地域の活性化の拠点施設」として、さわやかちば県民プラザは生涯学習とともにその他の機能も併せ持った施設として設置された。</p> <p>統廃合の可能性 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</p> <p>※上記の理由を記載</p> <p>前段に同様</p>
(u)総括：見直し方針	<p><input checked="" type="checkbox"/>現行の体制の維持 <input checked="" type="checkbox"/>指定管理者制度導入 <input type="checkbox"/>市町村・民間移譲</p> <p><input type="checkbox"/>統廃合 <input type="checkbox"/>地方独立行政法人への以降 <input checked="" type="checkbox"/>その他</p> <p>※上記の理由を記載</p> <p>・指定管理者制度については、施設管理の面で在り方を検討したい。</p> <p>・生涯学習施設としての活用に加え、全庁的な活用について、今後検討を進めるべきである。</p>